

# 平成23年度 財団法人岡山県愛染会 事業報告

## I【基本方針】

(財)岡山県愛染会は、母子寡婦家庭の者に対して、生活や就業等に関する相談、職業紹介や雇用の確保等を図ることにより、その独立心をそこなうことなく、正常な社会人として生活に寄与するための事業を行った。

## II【重点事業】

上記基本方針を踏まえ、平成23年度は次の母子寡婦家庭の生活支援等を目的とした事業を実施した。

### 1. 母子寡婦家庭の生活等に関する相談事業

#### 1) ひとり親家庭支援員による情報提供、就業相談等

平成23年度は192日センターを開所し、ひとり親家庭支援員による情報提供、就業相談等による就業・自立支援を行った。

平成23年度の相談実績は281件で、求職・転職等の相談が207件、家庭紛争、離婚後の生活等に関する生活一般の相談が53件、保育所問題、子どもの病気等に関する児童に係る相談が12件、その他経済的支援等に関する相談が9件であった。

#### 2) 就業支援セミナーの開催

10月27日にきらめきプラザにおいて就業支援セミナーを開催し、ファイナンシャルプランナー松田里美氏を講師に招き、51名の自立支援員等の参加を得て相談・指導業務に必要な知識・能力の向上を目的に有意義な情報等を提供する研修会を開催した。

#### 3) 母子自立支援プログラムの策定

母子自立支援プログラムの策定については、児童扶養手当受給者を対象に支援員がきめ細やかで継続的な自立就労支援を行うための計画書を15件策定し、そのうち10名の方が就職されている。

#### 4) 母子家庭等専門アドバイザー事業の推進

母子家庭等専門アドバイザー事業の推進については、清野幸代弁護士に依頼し、新見市内在住の2人の母子家庭の母に対して養育費等についての相談を行った。

## 2. 母子寡婦家庭等に対する無料職業紹介事業

岡山県ひとり親家庭支援センターの機能を強化し、無料職業紹介事務所の充実を図るため、理事長及び事務局長が「職業紹介責任者講習会」を受講した。また、愛染会ホームページを活用した求職情報等の発信を行った。

笠岡市、新見市、美作市の母子自立支援員を通じた求人情報を提供し、4名の母子家庭の母を採用した。

## 3 母子寡婦家庭の雇用促進及び雇用機会の確保事業

他の世帯に比べて貧困率が高い母子寡婦家庭の者に対して、雇用を促進し経済的な安定による自立を支援するため、愛染会自らが雇用の確保事業として「清掃事業」を実施し、求人が少ない上に加え就業経験も少なく技能資格もない、また自らも就業に不安を持つ母子、寡婦家庭の者を主として雇用し、県庁舎及び県関係出先庁舎などの52施設の清掃を実施した。

平成23年度は、常用従業員を9名雇用し、母子家庭の母が4名、寡婦の方が4名であった。パート従業員については、7名雇用の内4名の寡婦の方を雇用した。

なお、常用の女性従業員の母子寡婦比率は、平成24年4月1日現在で76.7%であり、女性全従業員の母子寡婦比率は71.1%である。

## 4 母子寡婦団体への助成等を通じた母子寡婦家庭に対する福祉事業

(財)岡山県母子寡婦福祉連合会と情報交換や雇用確保等の連携強化を図ったほか、事業に対する助成を行った。

## Ⅲ【従業員研修】

従業員を対象に資質の向上等を図るため次の研修を行った。

### 1) 基礎研修

新規採用者を対象に採用の都度、清掃の基礎技術の習得と従業員としての心構えを習得させるため1～2日間のⅠ期研修を実施し、採用1か月後のⅡ期研修を随時実施した。

また、採用後1年未満の従業員に対し、8月10日に南部高等技術専門学校においてⅢ期研修を実施した。

### 2) 資質向上訓練

全従業員（常用従業員・パート従業員）を対象にマナー、知識、技術等のレベルを向上させるため、10月23日、30日、11月13日の3日間県庁舎において「吐瀉物処理（ノロウイルス感染防止対策）」、「剥離洗

浄廃液の処理軽減」について学んだ。

### 3) 特別研修

理事長が指定した従業員（環境保健センター北濱従業員）に、「ビルクリーニング技能士」の資格を取得させるための研修を行った。

## IV【各種講習会の受講】

新公益法人制度移行等に向け必要不可欠な講習会の受講

### 1) 清掃業務推進に必要な指導監督者育成のための講習会の受講

長山業務主任に建築物環境衛生管理技術者講習会を受講させ「建築物環境衛生管理技術者」の資格を取得させるとともに、北濱従業員にビルクリーニング技能検定補講を受講させ「ビルクリーニング技能士」の資格を取得させた。

## V【会 議】

愛染会を効率的かつ円滑に運営するために次の会議を開催した。

(法人会計事業関係)

### 1) 役員会（理事会）を3回開催した。

#### ① 第1回役員会を6月10日に開催、下記議題を付議し承認された。

- ・平成22年度事業報告及び決算報告について
- ・公益財団法人への移行に伴う最初の評議員の選任について
  - 最初の評議員の選任方法について
  - 評議員選考委員会外部委員の選任について
  - 最初の評議員候補者について
  - 評議員選考委員会運営に係る規程
- ・公益財団法人への移行に伴う最初の理事・監事候補者について
  - 最初の理事候補者について（理事長・常務理事の選任を含む）
  - 最初の監事候補者について
- ・その他
  - 今後の公益法人制度の対応について
- ・報告事項
  - 契約状況等について

#### ② 第2回役員会を9月30日に開催、下記事項を付議し承認された。

- ・平成23年度収支補正予算について
- ・公益財団法人岡山県愛染会定款の制定について
- ・公益財団法人への移行後最初の評議員並びに理事、監事、代表理事の決定と「定款の附則」への記載について

- ・公益財団法人への移行に伴う規程の制定について  
役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程
- ・移行認定申請書について
- ・公益財団法人へ移行後決議する諸規程及び移行までに決議する諸規程について
- ・報告事項  
清掃事業について  
公益法人制度改革への対応について  
欠格事項に該当しないこと等に関する確認書の徴収について

③ 第3回役員会を3月14日に開催、下記事項を付議し承認された。

- ・平成23年度収支補正予算（損益計算方式）について
- ・平成24年度事業計画及び収支予算（損益計算方式）について
- ・公益財団法人への移行までに整える諸規程の制定について  
財産管理運用規程（施行日は、設立の登記の日）  
資金運用規程（施行日は、設立の登記の日）  
公印取扱規程（施行日は、設立の登記の日）  
事務局規程（施行日は、設立の登記の日）  
経理事務処理規程（施行日は、設立の登記の日）  
文書管理規程（施行日は、設立の登記の日）
- ・報告事項  
新評議員会及び理事会で議決する諸規程  
本会の公益認定の経過及び移行後のスケジュールについて

2) 評議員会を3回開催した。

① 第1回評議員会を5月30日に開催、下記議題を諮問し承認された。

- ・平成22年度事業報告及び決算報告について
- ・公益財団法人への移行に伴う最初の評議員の選任について  
最初の評議員の選任方法について  
評議員選考委員会外部委員の選任について  
最初の評議員候補者について  
評議員選考委員会運営に係る規程
- ・公益財団法人への移行に伴う最初の理事・監事候補者について  
最初の理事候補者について  
最初の監事候補者について
- ・その他  
今後の公益法人制度の対応について
- ・報告事項

契約状況等について

- ② 第2回評議員会を9月30日に開催、下記事項を諮問し承認された。
- ・平成23年度収支補正予算について
  - ・公益財団法人岡山県愛染会定款の制定について
  - ・公益財団法人への移行後最初の評議員並びに理事、監事、代表理事の決定と「定款の附則」への記載について
  - ・公益財団法人への移行に伴う規程の制定について
    - 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程
  - ・移行認定申請書について
  - ・公益財団法人へ移行後決議する諸規程及び移行までに決議する諸規程について
  - ・報告事項
    - 清掃事業について
    - 公益法人制度改革への対応について
    - 欠格事項に該当しないこと等に関する確認書の徴収について
- ③ 第3回評議員会を3月9日に開催、下記事項を諮問し承認された。
- ・平成23年度収支補正予算（損益計算方式）について
  - ・平成24年度事業計画及び収支予算（損益計算方式）について
  - ・公益財団法人への移行までに整える諸規程の制定について
    - 財産管理運用規程（施行日は、設立の登記の日）
    - 資金運用規程（施行日は、設立の登記の日）
    - 公印取扱規程（施行日は、設立の登記の日）
    - 事務局規程（施行日は、設立の登記の日）
    - 経理事務処理規程（施行日は、設立の登記の日）
    - 文書管理規程（施行日は、設立の登記の日）
  - ・報告事項
    - 新評議員会及び理事会で議決する諸規程
    - 本会の公益認定の経過及び移行後のスケジュールについて
- 3) 監査会を1回開催した。
- 平成22年度事業並びに会計に関する監査を5月19日に、福田監事、小坂監事により実施され、すべて適正に処理されている旨の講評があった。
- 4) 認可を受けた評議員選考委員会を開催した。
- 平成23年9月12日に、財団法人岡山県愛染会最初の評議員選考委員会を開催し、下記事項を付議し承認された。

- ① 議長選出について
- ② 最初の評議員の選任について

(公益目的事業関係)

5) 職員例会の開催

毎週月曜日に事務所職員全員による定例会議を開催し、行事予定や連絡事項及び懸案事項等の協議を行った。

6) 班長連絡会議

平成23年5月13日、平成24年2月24日の2回班長会議を開催し、定期清掃計画や効率的業務執行方法等清掃手順の問題点について検討協議を行うとともに勤務事業所の現状等について意見交換を行った。

VI【新公益法人への移行】

愛染会の基本問題（新制度後の名称、目的、事業、機関設計等）に関する方向付けを踏まえ、平成23年10月17日岡山県知事に対し公益認定申請を行った。平成24年1月27日の公益認定委員会での審議を経て、同年2月3日同委員会から岡山県知事への公益認定の答申がなされ、3月19日、岡山県知事より公益財団として認定する「認定書」を受領した。

また、同年4月1日、旧法人の解散登記及び新法人の設立登記を行った。

年 月 日	公益法人に向けた事業実施内容
平成23年 5月30日	第1回評議員会を開催 ・最初の評議員の選任関係について諮問し可決 ・最初の理事、監事候補者について可決
平成23年 6月10日	第1回役員会（理事会）を開催 ・最初の評議員の選任関係について可決 ・最初の理事（6名）、監事（2名）及び理事長、常務理事の選任を可決
平成23年 6月28日	岡山県知事に、「最初の評議員の選任に関する理事の定め の認可申請書」を提出
平成23年 7月 4日	岡山県知事より、最初の評議員に選任方法について認可を 受ける。 最初の評議員選考委員会設置規程を7月4日付けで施行

平成23年 9月12日	最初の評議員選考委員会を開催し、7名の評議員を可決 (鈴木、岸本、小倉、三宅、小林、難波、平松)
平成23年 9月30日	第2回評議員会を開催し、次の議案を諮問し可決 ・収支補正予算 ・岡山県愛染会定款の制定 ・移行後の最初の評議員並びに理事、監事、代表理事の決定と「定款附則」への記載 ・役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程 ・移行認定申請書 ・その他
平成23年 9月30日	第2回役員会(理事会)を開催し、次の議案を審議し可決 ・収支補正予算 ・岡山県愛染会定款の制定 ・移行後の最初の評議員並びに理事、監事、代表理事の決定と「定款附則」への記載 ・役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程 ・移行認定申請書 ・その他
平成23年10月17日	岡山県知事に移行認定申請書を提出(電子申請)
平成24年 2月 3日	岡山県公益認定委員会委員長より岡山県知事に「公益認定の基準に適合すると認めるのが相当である」との答申がなされた。
平成24年 2月 7日	岡山県保健福祉部子ども未来課へ登記希望(平成24年4月1日登記)のお願い文書提出
平成24年 3月19日	岡山県知事より公益財団法人としての「認定書」が届く (岡山県指令子第132号) 認定を受けた後の法人の名称:公益財団法人岡山県愛染会
平成24年 4月 1日	岡山地方法務局に特例民法法人の解散登記及び新法人の設立登記申請

## VII【福利厚生事業】

従業員の福利厚生を目的に次の事業を実施した。

- 1) 定期健康診断の受診  
健康管理のため従業員に健康診断を受診させ、会が助成した。
- 2) 永年勤続者の表彰  
永年勤続者の労苦に報い功績を称えるため、表彰式を11月25日に実施した。
- 3) 従業員研修視察  
広島方面への日帰り研修視察を5月7日に実施した。
- 4) 愛染会報の発行  
愛染会報 N o 3 5号を8月に発行した。
- 5) 生活資金の低利融資  
従業員の生活安定に資するため、低利の融資を実施した。

#### VIII【公益目的事業会計・法人会計の概要】

公益目的事業会計の母子寡婦家庭の雇用促進及び雇用機会の確保事業である「清掃事業」は、経常収益が194,228,824円、母子寡婦家庭の生活等に関する相談事業等の「センター等事業」は、経常収益が3,219,111円で合計収入は、197,447,935円であった。

また、法人会計（管理費）は、経常収益が3,537,312円であり、法人全体で200,985,247円であった。

一方、公益目的事業会計の経常費用は、「清掃事業」が188,821,250円で5,407,574円の黒字、「センター等事業」が4,850,847円で1,631,736円の赤字となり、公益目的事業では、3,775,838円の黒字となった。

また、法人会計の経常費用が3,496,359円で40,953円の黒字となり、経常増減の部の法人全体で3,816,791円の黒字となった。

平成23年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。

平成24年5月

公益財団法人岡山県愛染会